

日米物品貿易協定交渉に関する意見書

北海道農業は、専門的な農家などが主体となり、重要品目である米・麦、大豆、てん菜、馬鈴薯、牛肉・豚肉、乳製品などを中心に、安全で安心な農作物の安定供給を図っています。加えて、地域の製粉工場、製糖工場やでん粉工場、乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかし、農作物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしており、日豪 EPA を上回る TPP11、それを超える日 EU・EPA へと、自由化ドミノのように農畜産物の市場開放が次々に進められています。多くの国民や農業者の懸念事項が払拭されないまま、TPP11 協定は本年 12 月 30 日に発効し、日 EU・EPA 協定も来年 2 月に発効される見通しとなっています。

こうした中、米国政府が検討していた輸入自動車 25% の追加関税を見送る代償として、新たに二国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へとつながる恐れがあります。重要農畜産物の多くを抱える北海道は農業への甚大な影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響が危惧されるため、地域住民や農業関係者などからは強い懸念の声が上がっています。

よって、国は米国との物品貿易協定交渉に当たっては、次の事項について十分配慮するよう強く要望します。

記

- 1 日米物品貿易協定は、TPP 水準を交渉のベースとしているが、米国政府の強硬姿勢によって、更なる高い水準での農畜産物関税の削減・撤廃等を求められる恐れがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 12 月 21 日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済再生担当大臣

} 宛